高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

日時:平成22年8月30日(月)13:30~15:30

場所:高知共済会館3階中会議室「藤」 (高知市本町5丁目3-20)

会議次第

- 1 議事
 - (1) 地域福祉支援計画基本事項について
 - (2) 地域福祉支援計画原案について
- 2 その他

【添付資料】

- ○資料1 高知県地域福祉支援計画の基本事項
- ○資料2 高知県地域福祉支援計画(原案)

高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会出席者名簿

(委員定数11名)

選出分野	氏名	備考
		MH つ
社会福祉事業関係者	片 岡 卓 宏	
	上 岡 義 隆	
	楠 目 隆	
	松岡陽子	
	明 神 紀代子	
	明 神 辰 子	
	山 本 君 子	
学識経験者	小坂田 稔	
	寺 尾 敦 子	
	中 村 ささみ	
	吉 岡 珍 正	

(50音順 敬称略)

(事務局)

地域福祉部 部長 小田切 泰禎 地域福祉部 副部長 吉田 眞里 地域福祉政策課 課長 松岡 哲也 高齢者福祉課 課長 森下 信夫 障害保健福祉課 課長 福留 利也 児童家庭課 課長補佐 安岡 千真夫 少子対策課 課長 行宗 昭一 福祉指導課 課長補佐 山崎 明夫 地域福祉政策課 チーム長 小野 広明 仁 チーフ 濵田

主幹

大野 正登

地域福祉専門分科会

配席表

	上岡委員(会長)	小坂田委員(副会長)	
片岡委員			山本委員
楠目委員			寺尾委員
松岡委員			中村委員
明神(紀)委員			吉岡委員
明神(辰)委員			入口
	副部長	部長地域福祉政策課	入 口
報 道 ———	福 祖 祖 指 導 課 課	高齢者福祉課 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
傍 聴 席	事務		

資料 1

高知県地域福祉支援計画の基本事項



地域福祉支援計画 の目次(対照表)

項

8

整

玾

5月31日第1回地域福祉専門分科会(計画骨子案)

第1章 地域福祉を推進する基本的な考え方

- 1 はじめに
- 2 地域福祉とは
- 3 高知県の現状と課題
- 4 地域福祉の推進の意義

第2章 地域福祉計画と地域福祉支援計画

- 1 地域福祉計画・地域福祉活動計画・地域福祉支援計画
- 2 市町村地域福祉計画(市町村)
- 3 地域福祉活動計画(市町村社協)
- 4 地域福祉支援計画の役割

第3章 地域福祉のガイドライン

- 1 高知県の実情に即した新しい地域福祉の推進
- 2 地域での支え合いの推進
- 3 小地域ごとの話し合いを基本とした取組の推進

第4章 地域福祉の実践に向けて(県の支援の方向性)

- 1 県下全域での地域福祉の基盤づくり
 - ~地域福祉推進の基盤を高める~
- 2 官民協働の支え合いのしくみづくりの推進
 - ~「あったかふれあいセンター」をはじめとした新た な支え合いのしくみ~
- 3 地域力を高める人づくり

第5章 地域での仕組みづくりの実践例

- 1 住民の協働の「場」づくり
- 2 地域ケアのシステム
- 3 地域見守り協定による子どもや独居高齢者の見守り ネットワーク
- 4 障害者の就労支援活動 等

8月30日第2回地域福祉専門分科会(計画案)

第1章 計画の策定の背景と目的

- 1 高知県の現状と課題
- 2 計画策定の目的

第2章 地域福祉支援計画の基本的事項

- 1 計画の役割
- 2 計画の期間
- 3 計画の推進体制
- 4 計画の進行管理

第3章 高知型福祉を実現するための方向性と方策

- 1 高知型福祉を実現するための方向性
- ①地域包括ケアシステムの推進
- ②あったかられあいセンターなど共助による地域の支え合いのしくみづくり
- ③質の高い福祉サービスの確保と充実を図るための基盤整備
- ④市町村の地域福祉計画等の策定及び実践活動の促進
- 2 高知型福祉を実現するための方策〜県の施策〜
 - ①地域包括ケアシステムの推進
 - ②あったかられあいセンターなど共助による地域の支え合いのしくみづくり
 - ③質の高い福祉サービスの確保と充実を図るための基盤整備
 - ④市町村の地域部に「恒等の策定支援及び実践活動の促進のための支援

第4章 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定 と実践活動の促進

- 1 地域福祉計画(市町村)の基本事項
- 2 地域福祉活動計画(市町村社会福祉協議会)の基本事項
- 3 計画策定にあたっての大切な視点
- 4 計画の一体的な策定の促進

第5章 地域での仕組みづくりの実践例

- 1 住民の協働の「場」づくり
- 2 地域ケアのシステム
- 3 地域見守り協定による子どもや独居高齢者の見守り ネットワーク
- 4 障害者の就労支援活動 等

地域福祉支援計画の策定の進め方・スケジュール

地域福祉支援計画 検討スケジュール(案)

1/26 社会福祉審議会 ▮諮問、専門分科会の設置、スケジュール確認

基礎データ整理、県内の地域福祉活動の把握、関係者ヒアリング、 計画骨子(案)の作成、庁内検討会 等

5月31日 第1回専門分科会 【計画骨子(案)、基本事項の確認等】

・地域福祉関係団体との意見交換、県内の活動事例の調査・分析、 庁内検討会、理念と基本施策(案)の検討

8月30日 第2回専門分科会 【課題、理念、基本施策の検討等】

·計画書原案(意見交換会用)、庁内検討会、事例調査 等

9、10月 県下6ブロックで意見交換会

10月頃 第3回専門分科会【計画書(案)の検討】

11月頃 社会福祉審議会 ||「高知県地域福祉支援計画」(案)の検討

12月~1月頃 パブリックコメント

2月頃 第4回専門分科会 高知県地域福祉支援計画(案)

3月頃 社会福祉審議会

地域福祉支援計画案の承認、答申

市町村地域福祉計画の取り組み

6月、9月 地域福祉計画に関する研修会(市町村職員を対象) 地域福祉活動計画に関する研修会(市町村社協職員を対象)

市町村地域福祉計画・市町村社協地域福祉活動計画 に着手

≪地域福祉(活動)計画の策定手順≫

地域の福祉課題、制度サービスの隙間等の整理

アンケート調査、関係者へのヒアリング調査、制度サービス の現状及び課題 等

地区別の住民座談会 ≪2回程度≫

地域の良いところ、不安や課題、目標などをワークショップ 手法などで検討

地域福祉計画・作業部会 ≪複数回≫

地域福祉計画·策定委員会≪複数回≫



計画の策定

地域福祉支援計画意見交換会

【趣旨】

- 地域ニーズが多種、多様化し、複雑化している中で、高知県では全国に先駆けて、人口が減少し、高齢化が進行し、地域のコミュニティーの力も弱まりつつあります。こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる「高知型福祉」の実現を目指して、地域の実情に即した、新しい福祉の形を地域地域で作り上げ、地域での支え合いを意図的に再構築していくことが必要です。
- 高知県では、地域での支え合いを意図的に再構築して、地域福祉活動を総合的・計画的に推進するため、「高知県地域福祉支援計画」を平成22年度中に策定するため、県内各6ブロックで意見交換会を開催します。

【日時・場所】 ※場所等 調整中

平成22年 9月27日(月) 15:00~17:00 ・中央西ブロック (いの町)

10月 8日(金) 15:00~17:00 ・中央東ブロック (南国市)

10月12日(火) 15:00~17:00 ・高知市 (高知市)

10月13日(水) 15:00~17:00 ・安芸ブロック (安芸市)

10月15日(金) 15:00~17:00 ・ 幡多ブロック (四万十市)

10月18日(月) 15:00~17:00 ・ 須崎ブロック (須崎市)

【対象者】

地域住民、福祉活動者(ボランティア等)、 自治会等役員、各福祉団体役職員、 市町村職員、市町村社協職員、 民生委員・児童委員 県福祉保健所職員 など

【内容(案)】

- 1 行政説明
 - ・健康長寿県構想
 - ・地域福祉支援計画
- 2 意見交換(質疑等)



高知県地域福祉支援計画 (原案)

~ 新しい支え合いのカタチ 「高知型福祉」の実現 ~

平成 年 月

[高知県]

日本一の健康長寿県構想

ともに支えあいながら生き生きと暮らす

「高知型福祉」の実現!

高知県では、日本一の健康長寿県構想のもと、こどもから高齢者、障害のある方などすべての県民の皆様が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進するとともに、これまでの福祉という枠や概念を超えて、地域の実情の即した新しい福祉の形を地域地域で作り上げていく「高知型福祉」の実現を目指した取り組みを進めています。

地域福祉とは、県民、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるために、 行政と地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉 協議会、社会福祉団体などが、一緒に力を合わせ、地域の課題解決にでき ることから1つ1つ取り組んでいくことです。



左にあるマークは、高知型福祉のロゴマーク を県民の皆さんから公募したものです。

【作者の思い】

「虹は高知県の形をモチーフに、高知県で暮らす 人々が、互いに支えあえる安心感をイメージして います。」

また、中央のハート形の手を広げたものは、「幅広いニーズに応えていく姿勢を表しています。」

目 次

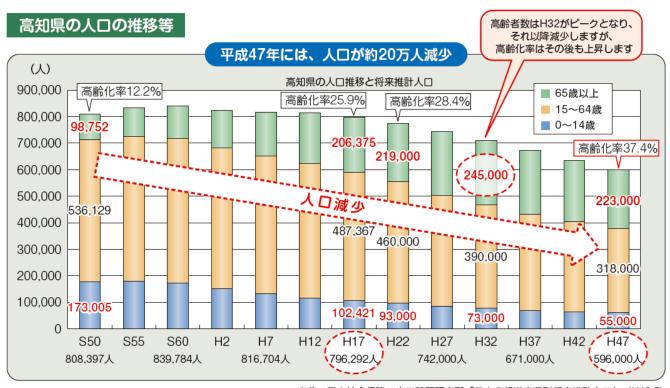
第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 高知県の現状と課題	1
2. 計画策定の目的	5
第2章 地域福祉支援計画の基本的事項	8
1. 計画の役割	8
2. 計画の期間	8
3. 計画の推進体制	9
4. 計画の進行管理	
4. 計画の進行官注	9
第3章 高知型福祉を実現するための方向性と方策	10
1. 高知型福祉を実現するための方向性	10
(1) 地域包括ケアシステムの推進	
(2) あったかふれあいセンターなど共助による地域の支え合いの仕組みつ	
(3) 質の高い福祉サービスの確保と充実を図るための基盤整備	
① 高知型福祉の基盤づくり ~地域福祉推進の基盤を高める~	
② 地域力を高める人づくり	13
(4) 市町村の地域福祉計画等の策定及び実践活動の促進	14
2. 高知型福祉を実現するための方策 ~県の施策~	15
(1) 地域包括ケアシステムの推進	15
(2) あったかふれあいセンターなど共助による地域の支え合いの仕組みつ	ブくり16
ア あったかふれあいセンターの整備促進	16
イ 災害時要援護者対策の支援	17
(3) 質の高い福祉サービスの確保と充実を図るための基盤整備	18
① 高知型福祉の基盤づくり ~地域福祉推進の基盤を高める~	18
ア 社会福祉協議会の活動強化	18
イ 民生委員・児童委員の活動強化	19
ウ 福祉サービスの質の向上支援	20
ェ 福祉サービス利用者の権利・利益の保護	21
オ セーフティネット機能の充実と強化	23
② 地域力を高める人づくり	24
ア 地域福祉をコーディネートする人の育成	24
イ 地域福祉活動を推進する人づくり・組織づくり	25
(4) 市町村の地域福祉計画等の策定支援及び実践活動の促進のための支援	{ 26

第4章 地	b域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定と実践活動の促	進27
1. 地	域福祉計画(市町村)の基本事項	27
2. 地	域福祉活動計画(市町村社会福祉協議会)の基本事項	28
3. 計i	- 	29
(1)	小地域の範囲	
(2)	協議の場と実践活動	
(3)	 市町村の推進体制	
4. i tī	画の一体的な策定の促進	31
第5章	地域でのしくみづくりの実践例	32
1. 住	弐の協働の「場」づくり	32
実例	1 あったかふれあいセンター	32
実例	2 住民が主体となった「協議の場」づくり	32
実例	3 地域力が主体の「集いの場」づくり	32
実例	4 地域での交流事業	32
実例	5 地域(集落を守る)	32
実例	6 地域(集落)の活性化につなげるしくみづくり	32
2. 地	 域ケアのシステム	32
実例	1 地域共生ケアのシステムづくり	32
実例	2 地域(高齢者等)の困りごとを解決するしくみづくり	32
3. 地	域見守り協定による子どもや独居高齢者の見守りネットワーク	32
実例	1 地域の見守り活動	32
実例	2 見守りネットワーク	33
実例	3 災害時要援護者対策	33
4. 障	書者の就労支援活動	33
実例	1 障害者の就労支援	33

※「第5章 地域でのしくみづくりの実践例」は、仮の項目を置いています。 第3回社会福祉審議会地域福祉専門分科会の計画(案)に掲載する予定です。

第1章 計画策定の背景と目的

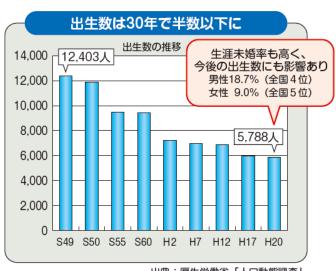
1. 高知県の現状と課題



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」 (H19.5)

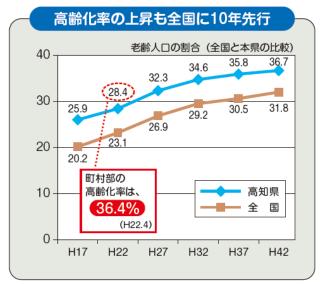
人口が全国に15年先行して自然減 人口自然增減数 (人) 高知県 全 国 S 60 2.462 679,294 H 2 -386401,280 H 7 -1,022264,925 15 H 16 -2.50082.119 H 17 -3,203-21,266 H 18 -2.9128.224

出典:厚生労働省「人□動態調査」・高知県「人□移動調査」

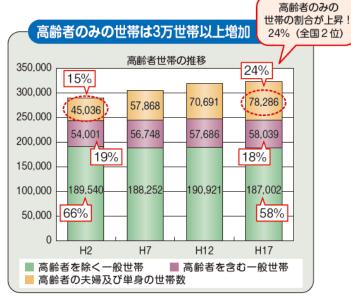


出典:厚生労働省「人口動態調査」

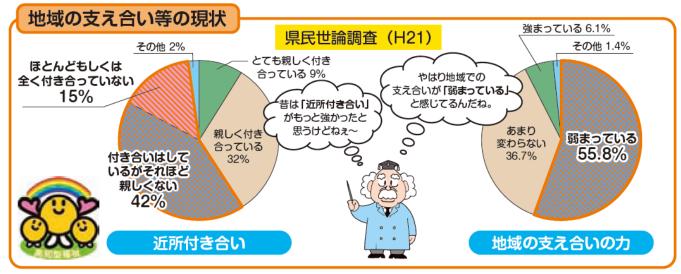
高齢者の状況

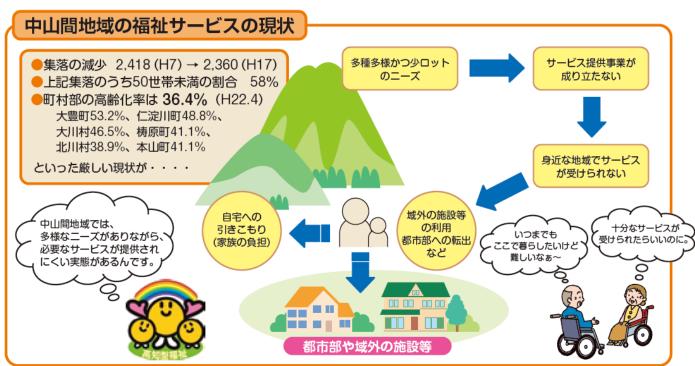


出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」 (H19.5)

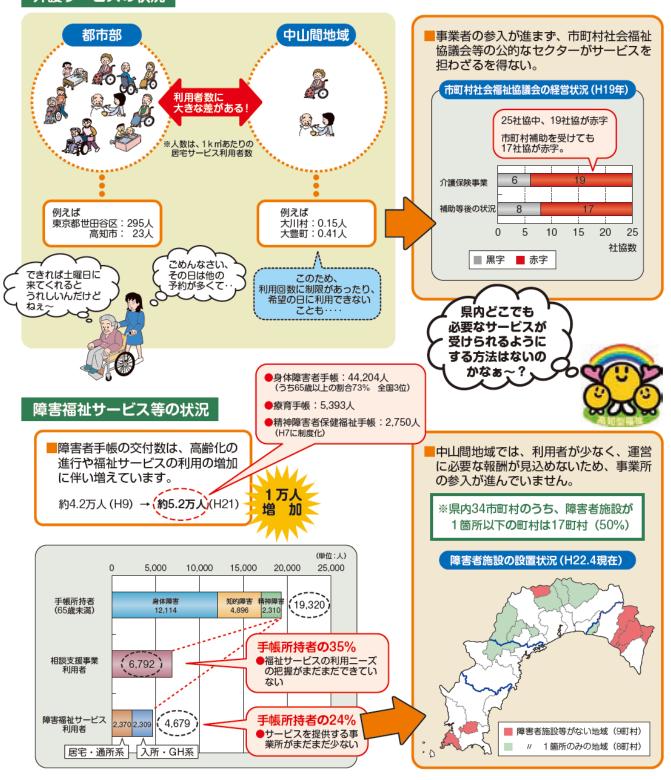


出典:厚生労働省「人口動態調査」





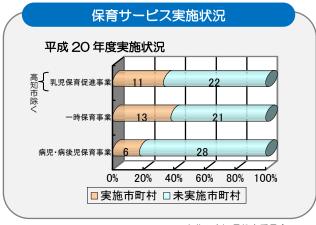
介護サービスの状況

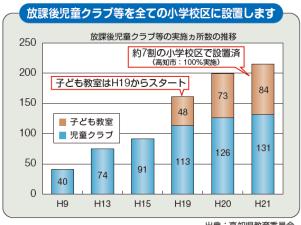


- ●地域での支え合いの力が弱まってきているうえ、国の全国一律の福祉制度サービス だけでは、必要なサービスが行き届かなくなってきています。
- ●今後ますます、人口減少、高齢化が進むなかで、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくための福祉サービスをいかに確保していくかが大きな課題です。



保育所等の状況





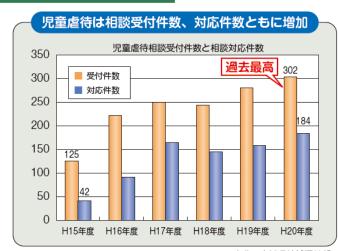
出典:高知県教育委員会

出典:高知県教育委員会

)子育て家庭のニーズへの対応や健全な子どもの育ち、お母さんたちが安心して 働くことができる環境づくりに取り組むことが必要です。

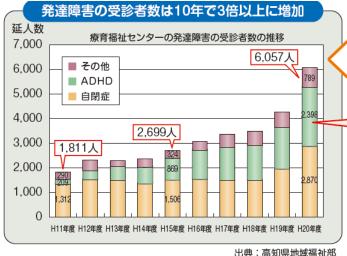


こども達を取り巻く状況





出典:高知県地域福祉部



小中学校の児童・生徒の約4.5%に何らかの 発達障害の可能性があります。

(H20高知県教育委員会調査)

発達障害の受診者数は増えています。 しかし、身近な地域で早期発見・早期療育が できる体制はまだまだ整っていません。



▶児童虐待や発達障害など、新たな課題への対応や、少子化が進むなかで、 次代を担うこども達を大切に守り育てる環境づくりに取り組むことが必要です。



2. 計画策定の目的

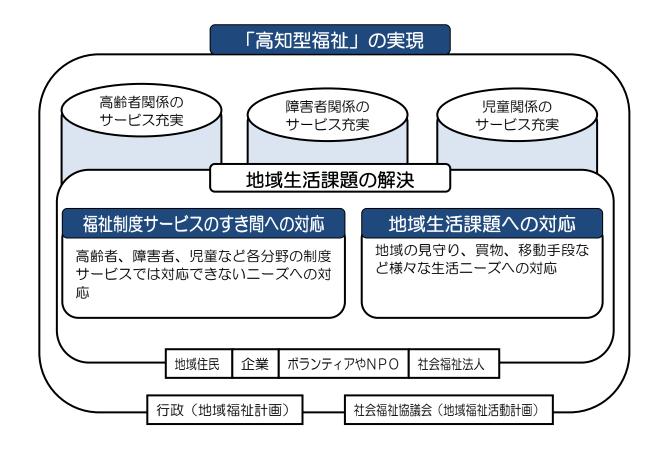
本県は、全国に先行して人口減少・高齢化が進行しています。特に、中山間地域では過疎化・高齢化が進む中で、これまで地域の担ってきた支え合いの力も弱まってきています。

また、高齢者や障害者の生活を支える福祉制度サービスも全国一律の国の基準や採 算面などから十分に行き届いていない状況にあります。

さらに、少子化が進むなか、子ども達の健やかな育ちを支援するとともに、全国的にも大きな課題となっています児童虐待への対応など、次代を担う子ども達を大切に守り育てる環境づくりが必要となっています。

このような状況などを踏まえ、地域の様々な課題に対応していくためには、地域での支え合いの意図的な再構築に向け、市町村では地域福祉を推進する地域アクションプランを策定し、地域の実情やニーズに沿った地域福祉活動を、具体的に推進していくことが求められています。

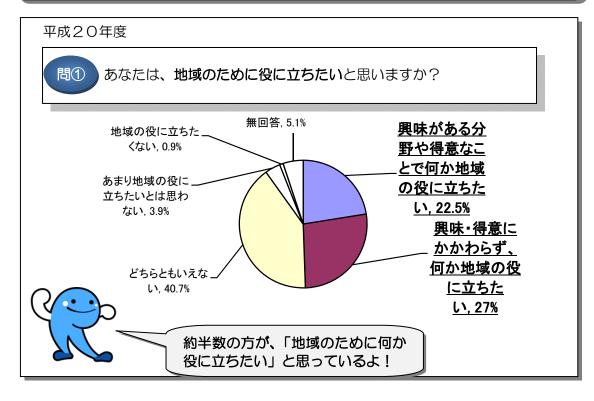
県では、市町村の地域アクションプランとなる市町村の「地域福祉計画」や市町村 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の一体的な策定と地域福祉の推進を支援する 計画として策定します。

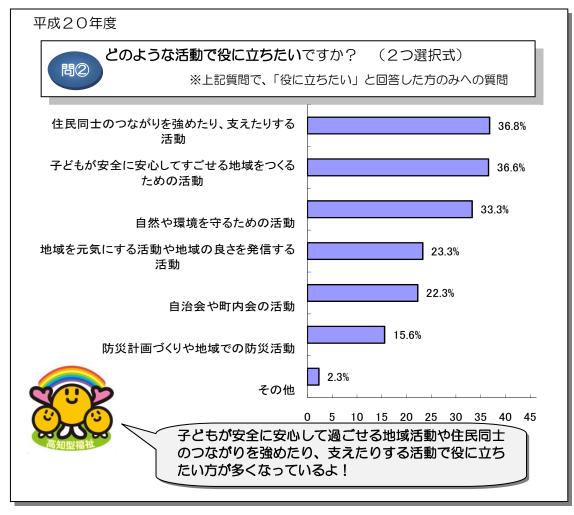


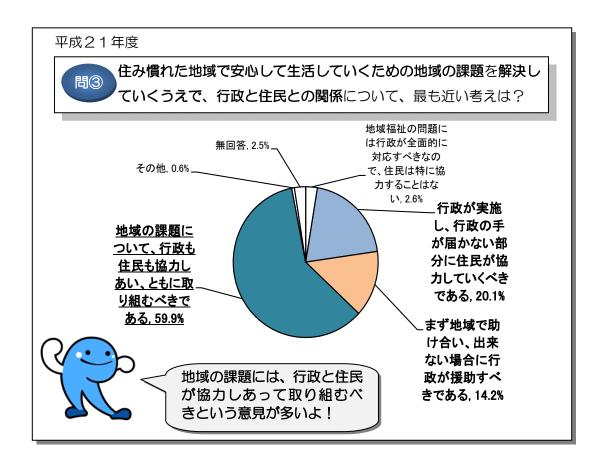
参考

地域福祉の推進に関係する県民のみなさんの意識は?

(県民世論調査の結果)







県民のみなさんの意識

- ○地域のために役に立ちたい
- ○住民同士のつながりを強めたり、支えたりする活動で役に立ちたい
- ○地域課題には、行政と住民が協力しあって取り組むべきと考えている

地域課題の解決に向けた意識や地域活動への主体的な 参加意識などから、地域福祉に関係する意識は高く、 今、地域福祉を推進する環境にあります。

第2章 地域福祉支援計画の基本的事項

この計画は、社会福祉法第108条に基づく計画です。

【社会福祉法 抜粋】

(都道府県地域福祉支援計画)

- 第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。) を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。
 - 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

1. 計画の役割

この計画は、次の役割を担います。

- 〇高知型福祉を実現するための方向性
- ○高知型福祉を実現するための方策
- ○質の高い福祉サービスの確保と充実を図るための基盤整備
- ○市町村の地域福祉計画等の策定支援及び実践活動の促進



2. 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間



3. 計画の推進体制

社会福祉審議会 (地域福祉専門分科会) 市町村
社会福祉協議会
NPO

民生委員・児童委員 地域住民

報告見

連携

施策等の実施状況を報告し、社会福祉審議会の意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

市町村や社会福祉協議会、NPO、地域活動団体、地域住民等と連携し地域の課題を施策等に反映します。

県

関係各課、出先機関が連携し、施策等を着実に実施

4. 計画の進行管理

PDCA

県のホームページ等 での公表

実行

点検・評価

課題等への対応・対策

計画の見直し

実行

なお、県や市町村の施策の進捗状況、他の福祉関係計画の見直し、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。



第3章 高知型福祉を実現するための方向性と方策

1. 高知型福祉を実現するための方向性

(1) 地域包括ケアシステムの推進

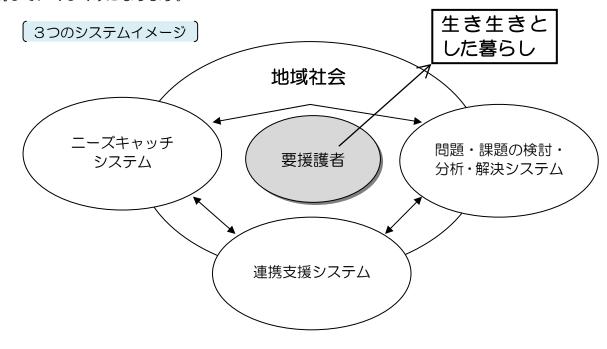
①地域包括ケアシステムとは

小さな地域のなかで要援護者のニーズを発見し、地域全体が的確に支援する取り組みを一貫して進めていく仕組みが「地域包括ケアシステム」であり、このことによって、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活の実現を目指していくものです。

そして、地域包括ケアシステムは、大きくは次の3つのしくみで構成されます。

- ① ニーズの潜在化を防ぎ、的確かつ早期にニーズを発見するための訪問活動や見守り活動、連絡・通報のしくみ(ニーズキャッチシステム)
- ② 発見されたニーズについて、その解決方法を様々な人の視点から検討・分析し、解決方法を明確にしていくしくみ(ニーズの分析・検討・解決システム)
- ③ 明確にされた解決方法を、インフォーマル、フォーマルの様々な人や団体等が連携し、 取り組んでいくしくみ(連携支援システム)

地域包括ケアシステムは、この3つのシステムを地域の中で、要援護者のニーズに機能させ、「地域における様々なサービスを地域住民のニーズの状態や変化に応じて、適切に、切れ目無く、かつ包括的に提供」できるようにし、住み慣れた地域で安心かつその人らしい「生き生きとした暮らし」を実現していくしくみになります。



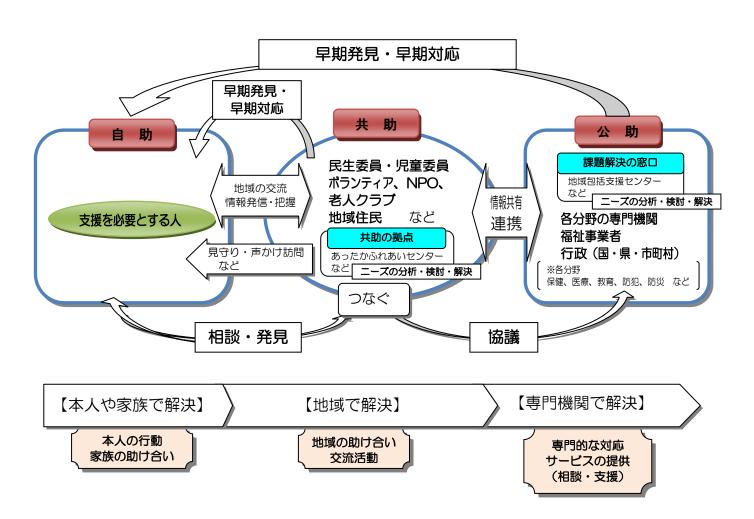
②地域包括ケアシステムの必要性

誰もが、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすためには、それぞれの地域が高齢者の課題だけなく、児童虐待や自殺対策、障害者の自立 支援など地域の様々な課題にきちんと対応していかなければなりません。

また、見守り、買物、移動手段などの地域が抱える様々な課題を個別に解決していく仕組みだけでは、全ての人に、迅速かつ的確に支援を行っていくことには限界がでてきます。

従来の支援の限界を克服するためには、様々な方法を包括し、統合した支援の仕組み「地域包括ケアシステム」が必要になります。

高知県では、「地域包括ケアシステム」に関する施策を、高知型福祉を実現するための具体策の一つとして推進していきます。



(2) あったかふれあいセンターなど共助による地域の支え合いの仕組みづくり

①相談支援の拠点づくり

潜在化しているニーズの発見には、公的な機関だけでは限界があり、支援を必要とする人に近い地域での支え合いの取り組みの中で、ニーズを把握し、適切な対応ができる公的な専門機関に繋いていくしくみが必要になります。

あったかふれあいセンター等の地域の支援拠点が持っている集いの場や見守りなど の活動の中での相談支援の体制づくりを進めます。

②地域の生活課題へ対応する拠点づくり

過疎化や高齢化が進む中山間地域では、住み慣れた地域で暮らし続けることが難しくなっており、福祉制度サービスだけでは、その人らしい暮らしを支えていくことが困難となっています。また、制度があっても実施されていない地域や福祉制度サービスが足りない地域があります。

こうした中で、地域のニーズを把握し、課題を明らかにしたうえで、あったかふれあいセンター等の地域の支援拠点において、地域で支援を必要とする人に対して、見守りや声かけ、買物支援、移動支援、配食サービス等、地域で安心して暮らせる生活支援サービスの提供などが必要です。

また、災害時などの緊急時に支援を必要とする方への支援をどうしていくかなど、 関係者が協力し、支援できる体制を日頃からつくっていくことが必要になります。 地域の生活課題に対応できるしくみを進めます。

③小地域での支え合いの仕組みづくり

町内会、自治会、あったかふれあいセンターの運営協議会などを活用し、市町村や 地域住民、社会福祉協議会、民間団体などが集い、話し合い、関係者の合意と協力のも と、小地域ごとに地域の支え合いのしくみづくりを進めます。

(3) 質の高い福祉サービスの確保と充実を図るための基盤整備

① 高知型福祉の基盤づくり ~地域福祉推進の基盤を高める~

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現に向け、住民ひとり一人が自立した生活を送ることができるためには、セーフティネット機能をはじめ、誰もが安心して福祉サービスを利用できることが大事です。

利用者が適切に福祉サービスを選択できる環境づくりに向けて、福祉サービスにかかる情報提供や相談支援体制を整備していきます。

また、地域地域で官民協働の取り組みが生まれる環境整備を進めるとともに、地域福祉を支えている担い手の活動を支援します。又、様々な人々の支援による質の高い福祉サービスの提供ができるような基盤づくりを行います。

② 地域力を高める人づくり

地域の生活課題が複雑・多様化しているなか、さまざまな課題に対応していくためには、福祉教育の推進のほか、専門的な知識や技術をもった人材の育成・確保に努めることが重要です。

また、地域福祉の推進には、人と人とのつながりや助け合いを大切にした支え合いの活動が欠かせません。住民や行政をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や福祉事業者、ボランティア団体、NPO などさまざまな関係者がお互いに協力し、ボランティアや社会貢献などの意識向上をはじめとした地域福祉を推進する人づくりを進めます。

(4) 市町村の地域福祉計画等の策定及び実践活動の促進

市町村の「地域福祉計画」は、少子高齢化の進展などにより、地域の支え合いの力が低下する中で、地域の現状や課題を明らかにして、その解決に向けて地域住民とともに、地域福祉を推進するために策定するものです。市町村がどのように地域福祉を進めていくのか、その仕組みづくりなどを明らかにするための計画です。

また、市町村社会福祉協議会の「地域福祉行動計画」は、地域住民をはじめ、ボランティア団体、NPOなど多様な団体が参加して策定するもので、地域福祉の推進を目的として、市町村の計画と互いに補完・補強しあうものになります。

こうした計画が地域アクションプランとして住民主体の地域福祉活動を推進するものとなるよう、地域ごとに、行政や社会福祉協議会をはじめ福祉関係者、地域住民がともに話し合い、それぞれの地域の現状や課題を共有し、その実情に応じた必要なサービスの確保や支え合いのしくみづくりなどを、官民協働で策定され実践されるよう取り組みを促進していきます。

2. 高知型福祉を実現するための方策 ~県の施策~

(1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者については、平成19年度に策定した「高知県地域ケア体制整備構想」に基づき、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるための在宅での支援体制の整備を進めていくために、市町村や各種団体が行う地域ケア体制づくりに向けた具体的取り組みを支援するとともに、県民や事業者への普及啓発や意識改革など、在宅支援体制の土台づくりに取り組みます。

(注)国は、市町村及び県が策定する第5期介護保険事業(支援)計画(平成24年度から平成26年度)の 策定に向けて、地域包括ケアシステムの推進を検討しています。

また、地域の生活上の安全・安心・健康を確保するために、生活支援を必要とする方々に対し、ひとり一人に最も適するように地域関係機関が協力して、保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組みづくりを市町村や関係団体と連携することで推進していきます。

(2) あったかふれあいセンターなど共助による地域の支え合いの仕組みづくり

ア あったかふれあいセンターの整備促進

- ・人と人とのふれあい、制度サービスのすき間、生活課題に対応した生活支援サービスの提供
- ・相談と関係機関へのつなぎによる解決の仕組み

制度サービスのすき間を埋め、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず小規模でありながら必要なサービスを提供でき、ふれあうことのできる小規模多機能支援拠点「あったかふれあいセンター」の設置を促進します。また、地域コミュニティの再生・強化と雇用創出にもつなげていきます。センターの運営には、地域住民が参加した開かれた運営体制とすることが大

あったかふれあいセンター		
の整備状況	平成21年3月末	平成22年6月末
市町村	22市町村	29市町村
設置個所数	28力所	38力所
新たな雇用		_

[※] あったかられあいセンターの運営に、国のらるさと雇用再生特別交付金による基金を活用(平成21~23年度)

【あったかふれあいセンター イメージ】

- ●対象者 : 高齢者、障害者、子ども、子育て中の母親など支援が必要な方は誰でも
- ●地域ニーズに応じた小規模多機能なサービスの提供

機能例

- ・ 集う(必須)…サロン、デイサービス、放課後の児童の居場所
- ・ 泊まる …緊急時の宿泊

切です。

- 預かる …緊急時の一時預かり
- ・ 訪ねる …配食サービス、見守り、買い物代行
- ・ 働く …牛活訓練、就労支援
- ・ 送る …送迎サービス、外出支援 等
- ●運営体制
 - ・ 住民参画による地域に開かれた持続可能な運営体制
- ●スタッフ体制
 - 離職者、コーディネーター、生活支援員、 ボランティア等
- ●雇用の創出(離職者等の雇用・現場訓練の場)



イ 災害時要援護者対策の支援

- ・市町村の災害時要援護者対策の取り組みを支援します。
- ・災害時要援護者の「避難支援プラン」の策定を推進します。



近年、災害において、亡くなられた方や行方不明の方の多くが高齢者となっていることから、高齢者等の災害時における要援護者に対する避難支援対策の重要性が防災対策上の喫緊の課題として認識され、平常時から、その取組みを進めておくことの重要性が認識されています。

災害時における要援護者(高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等)の避難支援体制などを定める災害時要援護者の「避難支援プラン」の策定を支援します。

災害時要援護者を支援する体制づくりは、地域の関係者や関係機関の協力が 必要になり、日頃から研修や訓練を行い災害に備えることが大切です。

災害時要援護者とは

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所 に避難するなどの一連の行動を取るのに支援を要する人

避難支援プランとは

避難支援プランは、市町村が策定します。

全体計画

各市町村が地域の実情をふまえ、要援護者対策の基本的な方針、要援護者の対象範囲、要援護者についての情報収集・共有の方法など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにしたもの。

※対象者の範囲、支援にかかる自助・共助・公助の役割分担、支援体制(各部局、関係機関等の役割分担) 等について、地域の実情に応じて記述。

個別計画

個々の要援護者ごとに避難支援者との関連づけ等を明らかにした具体的な計画で、 災害時に、自治会、町内会、民生委員等が避難支援等を行う際に活用するもの。

※共有した要援護者情報を基に作成。要援護者本人も参加し、避難支援者、避難所、避難方法について確認。 ※個別計画は、要援護者本人と、避難支援者(要援護者本人が同意した者(消防団員・警察等の救援機関、 自主防災組織等))に配布。

災害時要援護者対策を進めるためには、要援護者の名前等が掲載され、災害時に、 自治会・町内会、民生委員等が避難支援や安否確認等を行う際に活用できる災害時 要援護者名簿などを作成する必要があります。

(3) 質の高い福祉サービスの確保と充実を図るための基盤整備

- ① 高知型福祉の基盤づくり ~地域福祉推進の基盤を高める~
- ア 社会福祉協議会の活動強化
 - ・高知県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会の組織体制の強化支援
 - ・地域福祉の実践活動活性化に向けた先駆的、試験的な取組みへの支援

高知県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会は、本県の地域福祉の推進団体であり、その機能強化に向けた取り組みを支援します。

また、各地域での地域福祉の実践活動を活性化するため、高知県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会の先駆的・試験的な取組を支援します。

高知県社会福祉協議会とは

高知県社会福祉協議会は、高齢者の生きがいと健康づくり事業、障害者スポーツの振興、県域的なボランティア活動の推進や日常生活自立支援事業等を、市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの関係機関と連携し、取り組んでいます。

また、高知県の民間社会福祉事業の中核的な組織として、「ふくし交流プラザ」等を拠点に、地域福祉関係事業はもとより、ひきこもり傾向にある若者のサポートや介護普及、福祉関連の研修・相談などの事業についても積極的に実施し、県民福祉の中心的な役割を担っていくことが求められています。

※平成20年度に社会福祉法人高知県社会福祉協議会は、高知県ふくし交流財団、高知県障害者スポーツ振興財団と組織を一体化しています。

市町村社会福祉協議会とは

市町村社会福祉協議会は、県内の各市町村単位に組織されており、「地域福祉の推進」を目的として区域内の社会福祉事業者やボランティアグループ等広範な団体、組織及び地域住民の参加により中核団体として、ふれあいサロンや介護サービスの提供など住民の多様な福祉ニーズに対応した活動を行っています。

また、それぞれの地域で、各地域の課題に対し住民主体で支え合う仕組みづくり や、災害時の要援護者の支援活動などの積極的な役割を果たしていくことが期待されています。



イ 民生委員・児童委員の活動強化

- ・民生委員、児童委員への研修の実施
- ・民生委員、児童委員の活動しやすい環境づくり

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談に応じたり、住民が誇りを持ってその人らしい自立した生活ができるように支援を行うほか、調査や実態把握、各種行事への参加協力、自主的な地域福祉活動、地域の見守り活動や災害時要援護者支援への取り組みなど、幅広い活動を行い、地域福祉の増進に取り組んでいます。

県は、民生委員・児童委員に対し、研修等を実施し、各委員の資質向上を 図るとともに、民間事業者との地域見守り協定による安全・安心の見守りの ネットワークづくりの充実を図るなど、活動しやすい環境づくりに努めます。

民生委員・児童委員とは

- 〇民生委員法に基づいて、市町村に設置された民生委員推薦会により選考され、高知 県知事(又高知市長)の推薦により厚生労働大臣から委嘱されます。
- 〇民生委員は、児童委員を兼ねます。
- 〇民生委員・児童委員の中に、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」がいます。
- 〇任期は3年間。再任は可能です。

県内の 民生委員・児童委員の定数	民生委員・児童委員 (地区担当)	主任児童委員
委員数	2, 288人	170人
合計	2, 458人	



ウ 福祉サービスの質の向上支援

福祉サービス第三者評価の推進

福祉サービス事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することにより、福祉サービス事業者にとっては、サービスの質の向上を図るきっかけとなり、利用者の方々にとっては、適切なサービスを選択する際の情報となる仕組みを推進します。

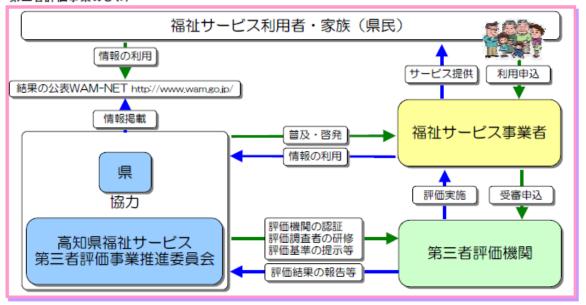
【福祉事業者が第三者評価を受けることによって】

- ・自らが提供しているサービスの質について、改善すべき点が明らかになります。
- ・サービスの質の向上に向けた取組の具体的な目標設定が可能なります。
- ・第三者評価を受ける過程で、職員の改善意欲の醸成、諸課題の共有化が図られます。
- ・サービスの質の向上に向けた積極的な取組姿勢をPRすることができます。

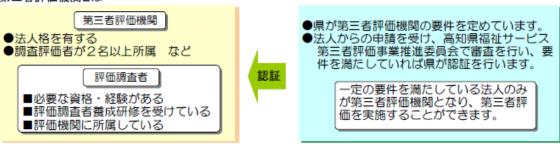
福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することにより、福祉サービス事業者にとっては、サービスの質の向上を図るきっかけとなり、利用者の方々にとっては、適切なサービスを選択する際の情報となる仕組みです。

第三者評価事業のしくみ



第三者評価機関とは



高知県福祉サービス第三者評価事業推進委員会とは

- ●評価機関の認証 ●評価事業の広報 ●苦情の受付 ●評価基準の策定 ●評価結果の公表
- ●評価調査者の研修 等に関する検討及び助言を行います。

エ 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護するため、福祉サービスに関する利用者からの苦情を公正、適切に解決するための体制を整備します。

ア 福祉サービス利用の支援

福祉サービスに関する苦情は、本来、当事者で解決すべきものですが、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業者段階のみならず、県段階に苦情解決の仕組みを導入しています。「運営適正委員会」において、福祉サービスの利用者を支援します。

運営適正化委員会とは

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、社会福祉法第83条の規定に基づき県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」は、社会福祉、医療、法律等の各分野に関する学識経験者で構成し、「苦情についての事情調査」「苦情申立人及び事業者との話合いへの立会い、助言」「苦情解決に向けてのあっせん案の作成と提示」「県への通報、情報提供」「改善状況等の報告徴収」を行います。

(運営適正委員会の職務)

- ・苦情の受付等 ・解決方法の検討 ・事情調査
- ・解決方法の決定・あっせん・苦情の件数、処理結果等の公表

イ 福祉サービス利用者の権利の保護

~判断能力が十分でない方々の福祉サービス利用支援~

個人が自らサービスを選択し、サービス提供事業者との契約により福祉サービスを利用する制度の中、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でないため、福祉サービスの利用や付随する日常的な金銭管理をひとりでは十分にできない方に対し、本人と高知県社会福祉協議会が契約を締結し、福祉サービス利用支援事業を実施し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、自律した生活を送るよう支援するために必要な支援を行います。

また、成年後見制度と連携することにより支援体制の充実を図ります。



福祉サービス利用支援事業の内容

(県社協の提供サービス)

認知症高齢者など、判断能力が十分でないため、福祉サービスの利用 や付随する日常的な金銭権利をひとりでは十分にできない方に対し、本 人と高知県社会福祉協議会が契約を締結し、福祉サービスの利用援助や 金銭管理、書類等の保管などの援助を行うことにより、在宅や施設で自 立した生活を送ることができるように支援します。

- ○福祉サービスの利用援助
 - ・福祉サービスの利用又は利用の中止のために必要な手段
 - ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続
 - ・福祉サービスの利用料を支払う手続
 - ・住民票の届出とうの行政手続き
- 〇日常的金銭サービス
 - ・医療費を支払う手続き
 - ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
 - ・家賃、日用品の代金を支払う手続き、日用品の支払に伴う現金の手渡し
 - ・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
 - ・以上の支払に伴う現金の払い戻し、預金の預入の手続き
- ○書類等の保管サービス
 - ・預貯金の通帳や年金証書、実印や銀行印などを預かり、金融機関の貸金庫を利用して保管
 - ・土地権利書等の書類保管

ウ 福祉サービス事業の適正運営体制の確保

社会福祉法人及び社会福祉施設など、福祉サービス事業実施施設等に対して、指導、援助、監査を行うことにより、適切な事業の運営を図るとともに、 福祉サービスの質的向上を図ります。

また、社会福祉施設等の安定的な経営とサービスの資向上等のため、指導や援助を行う体制を整備するなどの必要な支援を行います。



オ セーフティネット機能の充実と強化

県は、国や県の制度要綱に基づき、生活福祉資金や生活保護等の制度サービスの施策や事業を適切に実施するとともに、国、市町村、民間団体と連携しながら、「制度周知」、「相談」、「援助」、「運用」の機能充実を効果的に図ることで、セーフティネット機能の充実と強化を図ります。

高知県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に対し支援します。

生活福祉資金制度とは

生活福祉資金貸付制度は、県社会福祉協議会を実施主体として、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対して、必要な資金の貸付と援助指導を行うことで、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

生活保護とは

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。



② 地域力を高める人づくり

ア 地域福祉をコーディネートする人の育成

ア 福祉専門的人材の育成・確保

福祉サービスに対する理解を深め、福祉人材の育成や福祉サービスの就労の機会の提供、社会福祉事業経営者からの相談に対する援助等を行うことにより、ホームヘルパー等の在宅福祉サービスの従事者や社会福祉施設で働く職員等の福祉人材の確保と資質向上を図っていきます。

福祉人材センターとは

福祉人材センター:高知県福祉人材センター(高知市朝倉成375番地1)

福祉人材バンク : 安芸福祉人材バンク (安芸市寿町 2-8)

幡多福祉人材バンク(四万+市右山五月町8番3号)

【福祉人材センター・バンクの事業内容】

- ・社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会等の実施
- ・社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究や実施
- ・社会福祉事業経営者に対する相談援助等の実施
- ・福祉に関る啓発・広報事業の推進
- ・その他、社会福祉事業従事者の確保に関する事業の実施

イ 災害ボランティアセンター等の体制づくりの推進

災害発生後の生活復旧期に大きな役割を果たす「災害ボランティアセンター」の設置・運営は、これまで災害支援の経験を有する県社協が現地に赴いて活動しています。しかし、南海地震では複数の市町村が同時に被災することが想定され、県社協が被災地の支援に赴くことができないと予想されるため、各市町村が自らの力で災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営できるための体制づくりを支援します。

共に支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりのために、地域で核となって活動する組織の強化と人材の育成を図ると共に地域の課題を把握し地域の資源をつなぎ、地域活動を進める取り組みを強化していくため、県社協へ助成を行い、各被災市町村が自力で災害ボランティセンターを立ち上げることができるように、設立・運営に関するノウハウの習得・蓄積を進めていきます。

※平成24年度までに全市町村において、大規模災害発生後に被災市町村の社会福祉協議会等の地元団体が、自力で「災害ボランティセンター」を設置・運営できる体制づくりを目指し、支援を行っていきます。



イ 地域福祉活動を推進する人づくり・組織づくり

ア 地域福祉の担い手づくり(支え合いの住民意識の醸成)

県内福祉活動の総合的推進機関として役割を担う高知県社会福祉協議会において実施する体験学習などを通した福祉教育の推進を支援します。

県民へ地域の連帯意識の醸成を図ることで、地域住民が参加する多様なボランティア活動が継続的に展開されること目指します。

イ 地域福祉の担い手の養成・研修(地域福祉を担う人材の育成と確保)

県内福祉活動の総合的推進機関として役割を担う高知県社会福祉協議会において、ボランティア活動の担い手の養成を行うとともに、各ボランティアグループの養成・研修を行うことにより、各グループ間のネットワークづくりを図ります。

ウ ボランティア活動活性化に向けた環境づくり

ボランティア活動のパワーアップを図るため、ボランティア活動への気運づくり、人づくり、組織づくりを柱に、地域住民がボランティアとして活動できる基盤整備を推進します。

また、高知県共同募金会などの民間団体等と連携し、県民へ募金活動や社会 貢献活動の意識を醸成していきます。

●ボランティア功労者への表彰

社会福祉等のボランティア功労者知事表彰を「高知県ボランティア功労者知事表彰要綱」に基づき行い、「高知県社会福祉大会」で受賞者を表彰します。

●ボランティア情報の発信

ボランティア活動の活性化を図るため、高知県社会福祉協議会が実施するボランティア等の情報発信にかかる必要な支援を行うことで、ボランティア団体等それぞれが主体的な情報発信等を行うなどの取り組みへの支援を行います。

高知県共同募金会とは

赤い羽根に象徴される「共同募金運動」は、昭和22年から国民たすけあい運動として全国的に展開されています。その組織としては、社会福祉法人高知県共同募金会のもとに、市町村支会が設けられ、ボランティアの協力により県民の浄財を得て、民間社会福祉事業の拡充整備、関係団体の育成に大きな貢献をしています。

(4) 市町村の地域福祉計画等の策定支援及び実践活動の促進のための支援

●市町村地域福祉計画、市町村地域福祉活動計画の一体的な策定支援

- ・計画策定作業等を通しての住民主体の協議の場づくり
- ・福祉サービス・充実に向けた実行性のある計画の策定
- ・計画を推進していくための体制づくり

県は、この計画において、高知型福祉を実現するための方向性を示すとともに、着 実に地域福祉を推進していくために、市町村と社会福祉協議会が連携・協力し、地域 アクションプランとなる地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することを 支援していきます。

●地域福祉(活動)計画をとおした「新たな支え合い」を促進

・住民を含めた官民協働による新しい福祉

「あったかられあいセンターなど小規模多機能支援拠点の整備」「サロンや健康体操などの予防の取組」「地域のボランティア活動」など地域の連携による様々な人々の支援による質の高い福祉サービスの提供

・地域コミュニティの再生・再構築

地域福祉(活動)計画をとおし、地域での住民主体の様々な活動を創り出し、地域で核となって活動する組織や人材の育成を行うため、市町村を支援するとともに、高知県社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉の中核的を担っている市町村社会福祉協議会の組織体制の強化や活動を支援し、地域の中心となる人材の育成などに取り組むことにより、地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。



第4章 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定と実践活動の促進

ここでは、地域福祉計画と地域福祉活動計画の内容や計画策定の視点などを示します。

現在、6市町が地域福祉計画を策定し、7市町村社協が地域福祉活動計画を策定しています。策定していない市町村や市町村社協は、地域福祉のアクションプランとなる計画を早急に策定することが求められます。

1. 地域福祉計画(市町村)の基本事項

地域福祉計画とは、市町村が、地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策等を明らかにする社会福祉法第107条に基づく計画です。

■計画に盛り込む内容

●法定又は国の指針により計画に盛り込む事項

①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(例えば・・・)

- ・福祉サービスを必要とする者への情報提供や相談支援体制の整備
- ・福祉サービスを利用しようとする者が必要な福祉サービスを選択できる情報提供等の体制整備
- ・支援を必要とする者が必要な福祉サービスを利用できるためのネットワークや連携体制の整備
- ・福祉サービス提供に従事する者が専門性や資質の向上を図るための体制整備
- ・福祉サービス利用者の権利擁護や苦情を解決するための体制の整備
- ・社会的に支援を必要とする者への対応

など

②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(例えば・・・)

- ・地域の課題とニーズを把握したうえで、福祉制度サービスと地域の支え合い活動などの連携
- ・地域で支援を必要とする者への福祉、保健、医療などの分野が連携したサービスの提供
- ・地域の支え合い活動や保健、医療などのさまざまな分野と連携した取り組みの推進
- ・支え合いの拠点となる「あったかふれあいセンター」などの役割

など

③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(例えば・・・)

- ・地域住民や地域の団体等が地域福祉の推進への主体的な参加の促進
- ・地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援や連携
- ・地域福祉を推進する人材の確保や養成
- ・拠点確保の支援策

など



4)要援護者への支援に関する事項

<u>(</u>例えば・・・)

・要援護者の情報把握と共有及び支援や体制づくり

など

●法定以外の事項で計画に盛り込む事項

〇地域住民、ボランティア、社会福祉団体及び施設を経営する者、市町村社会福祉協議会、 行政、その他の者の役割(自助・公助・共助の役割) など

2. 地域福祉活動計画(市町村社会福祉協議会)の基本事項

地域福祉活動計画とは、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などが、 相互に協力して福祉課題の解決に取り組むための全国社会福祉協議会の地域福祉活動 計画策定指針に基づく地域の活動・行動計画です。

地域福祉の推進を目的として組織された市町村社会福祉協議会にとって、地域福祉を推進するための活動方針や活動の役割を示した大変重要な計画になります。

■計画に盛り込む内容

●計画に盛り込む事項

- ① 地域福祉への住民の参加促進
 - ・ボランティア活動・NPO等への参加促進
 - ・見守り活動など地域での支え合い活動の推進
 - ・地域福祉活動やボランティアプログラムの開発 など
- ② 地域の福祉課題の解決と福祉サービスの開発
 - ・住民が気軽に集まれる場、相談支援のための拠点の整備
 - ・住民や地域の福祉課題を把握し、必要な支援(福祉サービス)を実施するため のしくみづくり
 - ・地域福祉のネットワークづくり

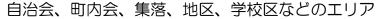
など



3. 計画策定にあたっての大切な視点

住民が地域の情報を共有し、活動しやすい範囲での地域福祉の推進が、きめ細やかな対応や取組につながることから、計画策定にあたっては小地域ごとの話し合いを基本とした取組が大切になります。

(1) 小地域の範囲



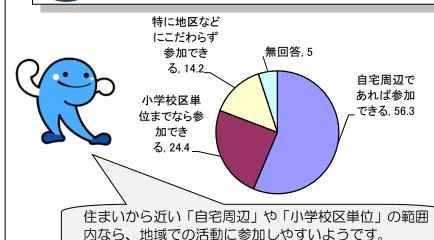
- ・地理的状況や地域性から人的・歴史的なつながりが比較的強い範囲
- ・地域の活動に住民も含めた関係者が参加しやすい範囲

参考

県民のみなさんの意識は・・・

平成21年度県民世論調査

地域の活動に参加する場合の活動範囲は、どの程度までなら参加しようと思いますか?(1つ選択)



(2) 協議の場と実践活動

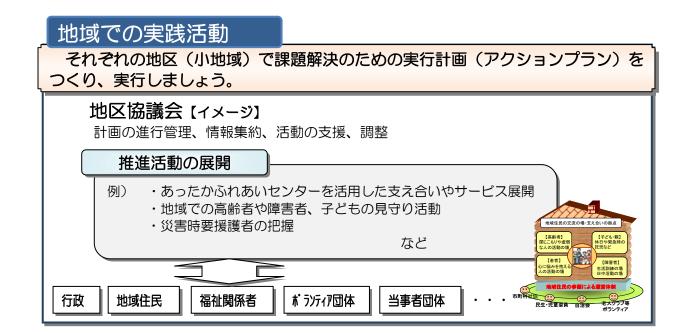
地域での協議(話し合い)

小地域では、まず、住民、行政をはじめ関係者が集い話し合うことが大切です。

- ・現状や課題について情報共有する
- ・地域福祉活動の理解を深める
- ・課題解決に向けみんなで考える
- ・具体の実行計画(アクションプラン)を話し合う

/ 新たに場こに場合 はないないでのは はないのでであるでいる。 があるができるができます。 があるができます。

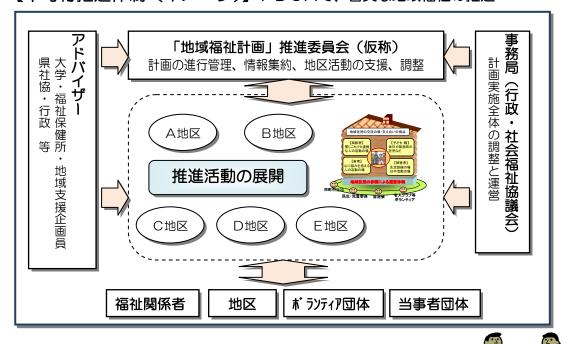




(3) 市町村の推進体制

小地域のアクションプランとしての活動を継続支援していくため、市町村や社会福祉協議会、民間団体などがそれぞれの役割を明確にし、推進体制をつくることが大切です。

【市町村推進体制(イメージ)】PDCAで、着実な地域福祉の推進





4. 計画の一体的な策定の促進

●地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定方法

○地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定 地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定方法や手順には、決まったものはありません。地域の 実情にあった方法で計画を策定していきます。

準 備 段階

策定 段階

策定段階2



住民・関係団体・ 行政等の参画準備

策定体制の整備

策定方針の検討

地域福祉の推進には、住民や関係団体の地域福祉への認識や意識が大切

・住民や関係団体が話し合いの場に参画する方法の検討 (既存の小地域住民座談会や検討会の活用 など)

地域住民や関係団体が協力して取り組める場が大切

- ・市町村と市町村社協の一体的な計画策定の体制づくり
- 計画策定委員会の設置

など

住民や関係団体の意識づくりのために、計画づくりのプロセスを理解することが大切

- ・計画の共有理念、目的などの検討
- ・計画策定スケジュールの把握

地域の福祉課題を明らかにするために、地域の福祉活動の状況を把握する

・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア・ NPOなどの福祉事業者の活動状況、課題の把握

活動の現状把握

地域福祉を具体的に推進するために、地域の生活課題を明らかにする

- ・既存の小地域ごとの住民の集まりや関係者の会を利用 した現状と課題についての話し合い
- ・関係団体との意見交換会

など

制度サービスだけでは対応不十分な課題を地域の取り組みとつなげる

- ・課題解決に向けた取り組みや仕組みの検討
- ・自助、共助、公助などの住民や団体、行政など役割分担

役割分担と連携に よる整理

地域での生活課題

の把握

計画の策定

みんなで知恵を出し、できることを地域アクションプランに位置づける 地域アクションプランには、創意工夫や自発性に伴う取り組みが大切

- ・計画素案の作成(具体的な内容の検討)
- ・計画素案のパブリックコメント実施

計画の推進 できることから実施

各地域で地域のアクションプランを、関係者が協力し着実に実行

計画を「絵に描いた餅」にしないため、PDCAサイク ルによる進行管理と評価・見直しによる計画の推進。

第5章 地域でのしくみづくりの実践例

1. 住民の協働の「場」づくり

実例1 あったかふれあいセンター

実例2 住民が主体となった「協議の場」づくり

(例)「みんなで福祉のまちづくり委員会」

実例3 地域力が主体の「集いの場」づくり

(例)なかよし交流館

(例)とんからりんの家

実例4 地域での交流事業

(例)世代間交流

実例5 地域(集落を守る)

(例)文化継承や共同作業などコミュニティ活動の維持、再生

実例6 地域(集落)の活性化につなげるしくみづくり

(例)福祉ビジネス・コミュニティビジネス

2. 地域ケアのシステム

実例1 地域共生ケアのシステムづくり

(例)福祉専門職と地域との連携による地域ケアシステムづくり

実例2 地域(高齢者等)の困りごとを解決するしくみづくり

3. 地域見守り協定による子どもや独居高齢者の見守りネットワーク

実例1 地域の見守り活動

(例)地区担当職員の配置

(例)民生委員児童委員の活動

(例)福祉専門職の見守り活動

実例2 見守りネットワーク

- (例)地域の見守り協定
- (例) 小地域ネットワーク
- (例)子どもの見守りネットワーク

実例3 災害時要援護者対策

(例)個別支援計画づくり

4. 障害者の就労支援活動

実例1 障害者の就労支援

(参考)

地域福祉支援計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

